

# ○印旛郡市広域市町村圏事務組合企業職員の職の設置に関する規程

昭和56年12月25日

規程第2号

改正	昭和63年3月23日訓令第3号	平成8年3月25日水企管規程第2号
	平成12年12月26日水企管規程第4号	平成16年3月24日水企管規程第2号
	平成18年3月31日水企管規程第1号	平成19年3月30日水企管規程第2号
	平成21年3月30日水企管規程第2号	平成28年3月31日水企管規程第2号

(趣旨)

第1条 この管理規程は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部に勤務する職員の職の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この管理規程において、職員とは印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業の設置等に関する条例（昭和56年印旛郡市広域市町村圏事務組合条例第4号）第4条第2項に規定する水道企業部に勤務する職員をいう。

(職員の職名)

第3条 職員の職名は、事務職員及び技術職員とする。

(職員の補職名及び職務)

第4条 職員の補職名は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、その者の職務は、それぞれ当該右欄に掲げるとおりとする。

職	職 務
部 長 次 長 課 長 課長補佐	上司の命を受け、分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
技 監	上司の命を受け、特定の技術を掌理する。
主 幹 副 主 幹 主 査 主 査 補	上司の命を受け、特定の事務を掌理する。
主任主事 主 事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
主任技師 技 師	上司の命を受け、技術をつかさどる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日訓令第3号）

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日水企管規程第4号）

この管理規程は、平成13年1月1日から施行する。

附 則（平成16年3月24日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日水企管規程第1号）

この管理規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月30日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日水企管規程第2号）

この管理規程は、平成28年4月1日から施行する。